

今が旬の情報提供を

~第23回~

公的保険アドバイザーからの情報特旬便!

(一社)公的保険アドバイザー協会 福島 紀夫

<https://siaa.or.jp/>

ここ近年、外国人労働者は増加の一途をたどっていましたが、2011年の東日本大震災を機に多くの外国人が帰国、労働市場も手薄になってきました。そのような、今後の入材不足、人材確保が困難な中、改正出入国管理及び難民認定法(改正入管難民法)が可決、成立しました。この法案は様々な問題を抱えていますが、労働力確保のためにには外国人の採用が不可避になつていています。

業種もあります。人材確保の観点からも喫緊の課題ともいえます。

が取り上げられています。私のクライアントでも、中国から技能実習生を受け入れてきましたが、いつしか仕事に来なくなっています。また例が相次ぎました。決して労働状況が過酷だったわけではありませんが、母国で学んだ日本人の慣習や言葉の壁などが様々な要因で職場を離れてしまつたとみられています。

改正法によつて外国人が増えたことで、年金

は増加の一途をたどつており、2017年10月の調査結果では約127万人にのぼります。(厚生労働省調査より)。ただし、改正法で話題になつた技能実習で働いている人は約20%と少なく、今後は建設や介護などを中心に、「特別技能」として外国人労働者の受け入れが進むことでしょう。

技能実習生のことといえば、賃金の未払いや失踪が取り上げられています。私のクライアントでも、中国から技能実習生を受け入れてきましたが、いつしか仕事に来なくなっています。また例が相次ぎました。決して労働状況が過酷だったわけではありませんが、母国で学んだ日本人の慣習や言葉の壁などが様々な要因で職場を離れてしまつたとみられています。

改正法によつて外国人が増えたことで、年金

は増加の一途をたどつており、2017年10月の調査結果では約127万人にのぼります。(厚生労働省調査より)。ただし、改正法で話題になつた技能実習で働いている人は約20%と少なく、今後は建設や介護などを中心に、「特別技能」として外国人労働者の受け入れが進むことでしょう。

技能実習生のことといえば、賃金の未払いや失踪が取り上げられています。私のクライアントでも、中国から技能実習生を受け入れてきましたが、いつしか仕事に来なくなっています。また例が相次ぎました。決して労働状況が過酷だったわけではありませんが、母国で学んだ日本人の慣習や言葉の壁などが様々な要因で職場を離れてしまつたとみられています。

改正法によつて外国人が増えたことで、年金

外国人雇用は5年で2倍に改正入管難民法の成立で労働力確保!

渡つて働く外国人労働者の増加に伴い、上限を5年

あること

日本国籍を有しない者

に引き上げることで一時

金が増え、外国人労働者がより長く働く環境を作ろうというものです。

そこで、厚生年金の脱

退一時金の基本を確認し

てみましょう。

外国人労働者のため

に、出国後に受給できる

脱退一時金の受給要件

は、以下のようになります。

脱退一時金の制度を改

正する案も出ています。

現在は3年が上限となっ

・6か月以上、厚生年金

保険の被保険者期間が

・国民年金法の脱退一時

金の支給要件を満たす

ます。そ

ではいく

つかの条

件があり

年金制度は、日本で働いた外国人の保険料の掛け捨てを防ぐためのもので、現在21か国と社会保

障協定を締結しています。社会保障協定とは、

年金制度は、日本で働く延長することもあるかもしれません。しかし仕事をしてはならず、それ以外で仕事をす

年金制度に関する意識

が薄いことから、保険料

を納めなかつたり、厚生

年金を喪失した後に加入

要件を満たしているにもかかわらず加入していない

かつたりすることも推測

されます。脱退一時金は、

日本を出国した後、つま

り本国に帰った後に申請

するものですので、本国

に帰つた後に申請漏れど

なるケースも多いと思われます。外国人労働者を

受け入れる可能性のある

労働以外での注意点も

あります。各国の宗教上

の問題では食生活や礼拝

などの制限があつたり、

「保険業界向けセミナ

ー好評開催中!」

・大阪=3月20日(水)

・東京=4月17日(水)

外国人労働市場の問題と期待